【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和５年12月22日
【中間会計期間】	第66期中（自　令和５年４月１日　至　令和５年９月30日）
【会社名】	株式会社六石ゴルフ倶楽部
【英訳名】	The Rokkoku Golf Club Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　三澤　孝行
【本店の所在の場所】	三重県いなべ市北勢町大字阿下喜字北谷3290番地
【電話番号】	０５９４（７２）３６１１
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長　　三澤　孝行
【最寄りの連絡場所】	三重県いなべ市北勢町大字阿下喜字北谷3290番地
【電話番号】	０５９４（７２）３６１１
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長　　三澤　孝行
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期
会計期間		自令和３年４月１日至令和３年９月30日	自令和４年４月１日至令和４年９月30日	自令和５年４月１日至令和５年９月30日	自令和３年４月１日至令和４年３月31日	自令和４年４月１日至令和５年３月31日
売上高又は営業収益	(千円)	270,595	280,086	271,445	506,522	541,687
経常利益	(千円)	26,617	34,084	25,355	22,096	47,497
中間（当期）純利益	(千円)	25,525	23,218	18,987	21,796	37,885
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
発行済株式総数	(株)	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620
純資産額	(千円)	802,411	821,900	855,556	798,682	836,568
総資産額	(千円)	7,118,770	6,998,464	6,834,936	7,103,022	6,930,643
１株当たり純資産額	(円)	495,315	507,346	528,121	493,013	516,400
１株当たり中間（当期）純利益	(円)	15,756	14,332	11,720	13,454	23,386
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	(円)	―	―	―	―	―
１株当たり配当額	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	11.3	11.7	12.5	11.2	12.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	96,992	81,865	70,806	110,237	84,288
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,880	―	―	△5,609	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△72,385	△126,824	△120,691	△88,825	△199,104
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	224,960	174,076	54,334	219,036	104,220
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	(人)	11 (6)	11 (5)	10 (7)	11 (5)	10 (5)

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和５年９月30日現在

従業員数（人）	10(7)

（注）１．従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、当中間会計期間の平均人員を（　）外数で記載しております。
２．当社は、ゴルフ場経営事業のみの単一セグメント・単一事業部門であるため、当社全体での従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

平成18年８月に労働組合は解散しましたが、労使間は円満な関係を維持しており、特記事項はありません。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営指針及び、当社が優先的に対処すべき課題について、重要な変更はありません。

２【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国の経済は、コロナ禍を克服し従前の生活様式に戻りつつありますが、収束が見えないロシアによる隣国への侵攻を起因とするインフレと諸外国の中央銀行によるインフレ抑制のための金融政策が継続的に実施されております。こうしたことから国内において、円安に伴う物価上昇が見受けられ家計を中心に消費活動は停滞気味となっており、景気浮揚のための各種政策が打ち出されております。

ゴルフ業界におきましては、以前と同様のプロツアーが開催され、特に女子ツアーの人気が高まっております。

このような状況の中、当社が経営するゴルフ場は、コースの維持管理と来場者の増員のため周辺の競業他社との差別化を模索しつつ料金設定やプラン設定などを実施しました。当中間会計期間の来場者につきましては、天候の影響から営業日数が前年同期に比べ３日少ない165日となり、１日当たり平均入場者数は前年同期比５人減少の164人となりました。また、来場者総数といたしましては、前年同期比1,263人減少の27,147人となりました。当中間会計期間の経営成績は、売上高が271,445千円で、前年同期比8,641千円の減少（前年同期比3.1%減）となり、営業利益は25,538千円（前年同期比27.5%減）、経常利益は25,355千円（前年同期比25.6%減）、中間純利益は18,987千円（前年同期比18.2%減）となりました。

また、当中間会計期間も入会保証金の返還請求により預り保証金が減少（純減少額71,858千円）し、現金及び預金が前事業年度末の104,220千円から54,334千円と49,885千円減少しました。これらにより前事業年度末に比べ資産合計が95,706千円減少の6,834,936千円となり、負債合計が114,694千円減少の5,979,380千円となり、純資産合計が18,987千円増加し855,556千円となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前中間純利益が27,024千円（前年同期比22.5%減)と減少したことに加え、会員預り金の返還による支出等により、前中間会計期間末に比べ119,741千円減少（前年同期は174,076千円）し、当中間会計期間末には54,334千円となりました。

また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は70,806千円（前年同期比13.5%減）となりました。

これは主に、税引前中間純利益が27,024千円（同22.5%減）と減少し、法人税等の支払額が8,406千円（同39.5%減）と減少しましたが、売上債権の増加額が9,105千円（同874.1%増）あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローはありません（前年同期もなし）。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は120,691千円（前年同期比4.8%減）となりました。

これは主に、会員預り金の返還による支出が69,258千円（前年同期比9.6%減）と減少したこと等によるものであります。

③販売の実績

事業の内容	金額（千円）	前年同期比（%）
（ゴルフ場経営事業）		
ゴルフ場収益	247,125	96.5
食堂・売店売上高	22,830	101.3
入会登録料	1,490	108.4
合計	271,445	96.9

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において判断したものであります。

①当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当中間会計期間の経営成績等は「(1)経営成績等の状況の概要　①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりでありますが、当社はスポーツ振興及び生涯スポーツとしてのゴルフライフを楽しんでいただける社交場を提供することを目指し、高いコースクオリティの維持向上やゴルファー人口の拡大と社会貢献に努めた結果、当中間会計期間は目標とする入場者数27,000人を達成し、確実に営業利益を確保し、内部留保の充実を図るという経営指針を遂行することができたものと判断しております。

具体的な当中間会計期間の経営成績等の状況に関する分析は次のとおりであります。

a. 経営成績等

1)財政状態

当中間会計期間の資産合計は、前事業年度末に比べ95,706千円減少し6,834,936千円となりました。

流動資産は69,638千円減少し139,660千円となりました。これは主に現金及び預金が49,885千円減少したことによるものであり、分析につきましては「(1)経営成績等の状況の概要　②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

固定資産は26,068千円減少し6,695,275千円となりました。これは主に減価償却費の計上があったことによるものであります。

当中間会計期間の負債合計は、前事業年度末に比べ114,694千円減少し5,979,380千円となりました。

流動負債は16,368千円減少し123,248千円となりました。これは主に未払法人税等が1,034千円増加したものの、短期借入金の返済により短期借入金が30,000千円減少したこと等によるものであります。

固定負債は98,326千円減少し5,856,132千円となりました。これは主に預り保証金が71,858千円減少し、さらに長期借入金が23,751千円減少したこと等によるものであります。

当中間会計期間の純資産合計は、前事業年度末に比べ18,987千円増加し855,556千円となりました。これは主に当中間会計期間の中間純利益の計上により、繰越利益剰余金が19,082千円増加したことによるものであります。

2)経営成績

売上高は、来場者総数が前年同期比1,263人減少の27,147人となり、前年同期比3.1%減の271,445千円となりました。

売上原価は、修理費や減価償却費等が減少したものの、水道光熱費やコース雑費等の増加により、前年同期比0.0%減の218,603千円となりました。

販売費及び一般管理費は、中部インタークラブゴルフ予選等の負担金の増加により、前年同期比4.3%増の27,303千円となりました。

3)キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要　②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

今後のゴルフ業界の見通しとしては厳しい状況は続くものと思われ、当社の経営成績に重要な影響を与える季節や気候による入場者数の変動、財政状態に重要な影響を与える入会保証金の返還請求への対応が重要な課題と認識しております。これらに対して、好天時の集客強化として、各種イベントの増加や料金設定の見直しを図り確実に営業利益を確保するとともに、入会保証金の返還に対して内部留保の充実及び確実な資金繰り計画を立てることを実施いたしております。

②資本の財源及び資金の流動性

当社の契約債務として重要な入会保証金は、入会日から10年間若しくは20年間据置した後、退会を希望する会員に返還することとなっております。現在、据置期間が経過した返還請求中の会員数が多く、返還計画に見合った必要な資金を長期借入金により資金調達することとしております。その他、設備投資については、耐用年数に見合ったリース期間のリース取引契約を締結することを基本としており、また、短期の運転資金需要は自己資金及び金融機関からの短期借入金で調達しております。

なお、令和５年９月30日現在、契約債務の残高としては、預り保証金5,658,113千円、有利子負債が長期借入金171,280千円、短期借入金5,000千円、リース債務37,818千円となっております。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第３【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間末現在における重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,800
計	1,800

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（令和５年９月30日）	提出日現在発行数（株）（令和５年12月22日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,620	1,620	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。
計	1,620	1,620	―	―

（注）当社株式の譲渡又は取得について、株主および取得者は取締役会の承認を得なければなりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
令和５年４月１日～令和５年９月30日	―	1,620	―	90,000	―	―

（５）【大株主の状況】

令和５年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	名古屋市西区則武新町３丁目１番36号	14	0.86
株式会社中日新聞社	名古屋市中区三の丸１丁目６番１号	6	0.37
株式会社川本製作所	名古屋市中区大須４丁目11番39号	5	0.30
日本ガイシ株式会社	名古屋市瑞穂区須田町２丁目56番地	4	0.24
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	4	0.24
中部電力株式会社	名古屋市東区東新町１番地	4	0.24
株式会社フジトランスコーポレーション	名古屋市港区入船１丁目７番14号	4	0.24
計	―	41	2.53

（注）所有株式数第８位にあたる３株を所有する株主の人数が13人となっておりますので、上位７人のみの記載としております。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和５年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　1,620	1,620	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	―	―	―
発行済株式総数	1,620	―	―
総株主の議決権	―	1,620	―

②【自己株式等】

令和５年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
―	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第５【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（令和５年４月１日から令和５年９月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士櫻井由美子による中間監査を受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

（1）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (令和５年３月31日)	当中間会計期間 (令和５年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	104,220	54,334
売掛金	60,045	68,569
棚卸資産	921	1,831
その他	44,112	14,925
流動資産合計	209,299	139,660
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	658,964	648,518
構築物（純額）	306,197	292,359
土地	※1 1,502,046	※1 1,502,046
コース勘定	3,500,025	3,500,025
リース資産（純額）	33,415	30,343
その他（純額）	324,240	324,201
有形固定資産合計	※2 6,324,890	※2 6,297,494
無形固定資産	165,510	165,510
投資その他の資産	230,944	232,271
固定資産合計	6,721,344	6,695,275
資産合計	6,930,643	6,834,936
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 35,000	※1 5,000
１年内返済予定の長期借入金	34,461	43,632
リース債務	13,436	14,224
未払法人税等	9,217	10,251
前受金	2,865	2,980
賞与引当金	2,545	5,070
その他	42,091	42,089
流動負債合計	139,616	123,248
固定負債		
長期借入金	151,399	127,648
リース債務	27,364	23,594
預り保証金	5,729,972	5,658,113
長期前受金	36,561	37,256
退職給付引当金	3,136	3,475
資産除去債務	6,024	6,044
固定負債合計	5,954,458	5,856,132
負債合計	6,094,075	5,979,380

(単位：千円)

	前事業年度 (令和５年３月31日)	当中間会計期間 (令和５年９月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	547,668	547,668
資本剰余金合計	547,668	547,668
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	3,783	3,689
繰越利益剰余金	195,116	214,198
利益剰余金合計	198,900	217,887
株主資本合計	836,568	855,556
純資産合計	836,568	855,556
負債純資産合計	6,930,643	6,834,936

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日)	当中間会計期間 (自　令和５年４月１日 至　令和５年９月30日)
売上高	280,086	271,445
売上原価	218,685	218,603
売上総利益	61,401	52,841
販売費及び一般管理費	26,170	27,303
営業利益	35,230	25,538
営業外収益	※2 823	※2 1,218
営業外費用	※3 1,970	※3 1,401
経常利益	34,084	25,355
特別利益	※4 771	※4 1,668
税引前中間純利益	34,855	27,024
法人税、住民税及び事業税	13,588	10,251
過年度法人税等	△765	△810
法人税等調整額	△1,186	△1,404
法人税等合計	11,637	8,036
中間純利益	23,218	18,987

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	90,000	547,668	547,668	3,962	157,052	161,014	798,682	798,682
当中間期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				△89	89	－	－	－
中間純利益					23,218	23,218	23,218	23,218
当中間期変動額合計	－	－	－	△89	23,307	23,218	23,218	23,218
当中間期末残高	90,000	547,668	547,668	3,872	180,359	184,232	821,900	821,900

当中間会計期間（自　令和５年４月１日　至　令和５年９月30日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	90,000	547,668	547,668	3,783	195,116	198,900	836,568	836,568
当中間期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				△94	94	－	－	－
中間純利益					18,987	18,987	18,987	18,987
当中間期変動額合計	－	－	－	△94	19,082	18,987	18,987	18,987
当中間期末残高	90,000	547,668	547,668	3,689	214,198	217,887	855,556	855,556

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自　令和４年４月１日 至　令和４年９月30日)	当中間会計期間 (自　令和５年４月１日 至　令和５年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	34,855	27,024
減価償却費	31,778	30,959
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,375	2,525
退職給付引当金の増減額（△は減少）	318	339
受取利息及び受取配当金	△1	△0
支払利息	1,970	1,401
債務免除益	△771	△1,668
売上債権の増減額（△は増加）	△934	△9,105
棚卸資産の増減額（△は増加）	214	△909
仕入債務の増減額（△は減少）	△2,651	3,604
未払消費税等の増減額（△は減少）	△749	△3,988
その他の流動資産の増減額（△は増加）	28,372	29,187
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△167	338
その他	3,043	829
小計	97,653	80,536
利息及び配当金の受取額	1	0
利息の支払額	△1,893	△1,324
法人税等の支払額	△13,895	△8,406
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,865	70,806
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	―	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	―	―
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△33,000	△30,000
長期借入金の返済による支出	△9,996	△14,580
会員預り金の返還による支出	△76,626	△69,258
会員預り金の預りによる収入	200	50
リース債務の返済による支出	△7,402	△6,902
財務活動によるキャッシュ・フロー	△126,824	△120,691
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△44,959	△49,885
現金及び現金同等物の期首残高	219,036	104,220
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 174,076	※ 54,334

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商　品……最終仕入原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、残存価額については備忘価額（1円）としております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　14～59年

構築物　　８～50年

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

使用人に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込み額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

４．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・要求払預金及び取得日から３ケ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資

５．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ゴルフ場経営事業

当社は、ゴルフ場経営事業である六石ゴルフ倶楽部の会員と入会契約により入会登録料を受領しております。当該支払いは、将来の財又はサービスの移転に対するものであり、将来の一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、進捗度は入会保証金の償還期間を勘案して合理的に見積もっております。

また、当社の保有するゴルフ場及びその関連施設の利用を会員及びビジターに提供し、ゴルフ場利用時及び売店食堂の財又はサービスの提供時に収益を認識しております。

６．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

仮払消費税及び仮受消費税は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間貸借対照表関係）

※１．担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 （令和５年３月31日）	当中間会計期間 （令和５年9月30日）
土地	34,960千円	34,960千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 （令和５年３月31日）	当中間会計期間 （令和５年9月30日）
短期借入金	35,000千円	5,000千円
合計	35,000千円	5,000千円

※２．有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 （令和５年３月31日）	当中間会計期間 （令和５年９月30日）
4,306,585千円	4,337,545千円

３．保証債務

会社分割により、下記会社の債務については重畳的債務引受を行っております。

	前事業年度 （令和５年３月31日）	当中間会計期間 （令和５年９月30日）
㈱桑名カントリー倶楽部 預り保証金	515,000千円	515,000千円

（中間損益計算書関係）

１．減価償却実施額

	前中間会計期間 （自令和４年４月１日 至令和４年９月30日）	当中間会計期間 （自令和５年４月１日 至令和５年９月30日）
有形固定資産	31,778千円	30,959千円

※２．営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 （自令和４年４月１日 至令和４年９月30日）	当中間会計期間 （自令和５年４月１日 至令和５年９月30日）
受取利息	1千円	0千円

※３．営業外費用のうち主要なもの

	前中間会計期間 （自令和４年４月１日 至令和４年９月30日）	当中間会計期間 （自令和５年４月１日 至令和５年９月30日）
支払利息	1,970千円	1,401千円

※４．特別利益のうち主要なもの

	前中間会計期間 （自令和４年４月１日 至令和４年９月30日）	当中間会計期間 （自令和５年４月１日 至令和５年９月30日）
債務免除益	771千円	1,668千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,620	－	－	1,620
合計	1,620	－	－	1,620
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　令和５年４月１日　至　令和５年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,620	－	－	1,620
合計	1,620	－	－	1,620
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 （自令和４年４月１日 至令和４年９月30日）	当中間会計期間 （自令和５年４月１日 至令和５年９月30日）
現金及び預金勘定	174,076千円	54,334千円
計	174,076千円	54,334千円
現金及び現金同等物	174,076千円	54,334千円

（リース取引関係）

１．所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、乗用カート及び自動精算機などであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、空調機及び乗用カート用ナビなどであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和５年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
資産計（※１）（※２）	―	―	―
（１）リース債務（※３）	40,801	40,258	△542
（２）長期借入金（※４）	185,860	185,404	△455
負債計（※５）（※６）	226,661	225,662	△998

当中間会計期間（令和５年９月30日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
資産計（※１）（※２）	―	―	―
（１）リース債務（※３）	37,818	37,174	△644
（２）長期借入金（※４）	171,280	170,830	△449
負債計（※５）（※６）	209,098	208,005	△1,093

（※１）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）「売掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※３）リース債務は、流動負債と固定負債を合算して表示しております。

（※４）負債の長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

（※５）「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※６）以下の金融商品は、市場価格がなく、かつ返済期限が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、時価の表示をしておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

区分	前事業年度（令和５年３月31日）	当中間会計期間（令和５年９月30日）
預り保証金	5,729,972千円	5,658,113千円

（※7）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の合理的においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（令和５年３月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（令和５年９月30日）

該当事項はありません。

（２）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和５年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
資産計	－	－	－	－
リース債務	－	40,258	－	40,258
長期借入金	－	185,404	－	185,404
負債計	－	225,662	－	225,662

当中間会計期間（令和５年９月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
資産計	－	－	－	－
リース債務	－	37,174	－	37,174
長期借入金	－	170,830	－	170,830
負債計	－	208,005	－	208,005

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債務及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
前事業年度（令和５年３月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	5,986千円
時の経過による調整額	38千円
当事業年度末残高	6,024千円

当中間会計期間（令和５年９月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	6,024千円
時の経過による調整額	19千円
当中間会計期間末残高	6,044千円

（賃貸等不動産関係）
前事業年度（自　令和４年４月１日　至　令和５年３月31日）

賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価（千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
34,960	－	34,960	52,121

(注)　当事業年度末の時価の算定方法は、固定資産税評価額を合理的に調整した金額であります。

当中間会計期間（自　令和５年４月１日　至　令和５年９月30日）

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に、前事業年度の末日に比して著しい変動がみられないため、記載を省略しております。

（棚卸資産関係）
該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）　関連情報　1．製品及びサービスごとの情報に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

当社は、ゴルフ場経営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ　当中間会計期間（自　令和５年４月１日　至　令和５年９月30日）

当社は、ゴルフ場経営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	プレー収入	食堂・売店売上	年会費	入会登録料	合　　計
外部顧客への売上高	231,163	22,540	25,007	1,375	280,086

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間会計期間（自　令和５年４月１日　至　令和５年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	プレー収入	食堂・売店売上	年会費	入会登録料	合　　計
外部顧客への売上高	222,537	22,830	24,587	1,490	271,445

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　令和５年４月１日　至　令和５年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　令和５年４月１日　至　令和５年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自　令和４年４月１日　至　令和４年９月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　令和５年４月１日　至　令和５年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前中間会計期間 （自令和４年４月１日 至令和４年９月30日）	当中間会計期間 （自令和５年４月１日 至令和５年９月30日）
１株当たり中間純利益	14,332円	11,720円
（算定上の基礎）		
中間純利益（千円）	23,218	18,987
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る中間純利益（千円）	23,218	18,987
普通株式の期中平均株式数（株）	1,620	1,620

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 （令和５年３月31日）	当中間会計期間 （令和５年９月30日）
１株当たり純資産額	516,400円	528,121円
（算定上の基礎）		
純資産の部の合計額（千円）	836,568	855,556
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	―	―
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	836,568	855,556
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数（株）	1,620	1,620

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第65期）（自　令和４年４月１日　至　令和５年３月31日）　令和５年６月29日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和５年12月18日

株式会社六石ゴルフ倶楽部

取締役会　御中

櫻井由美子公認会計士事務所

愛知県名古屋市

公認会計士　櫻井　由美子

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社六石ゴルフ倶楽部の令和５年４月１日から令和６年３月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（令和５年４月１日から令和５年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社六石ゴルフ倶楽部の令和５年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和５年４月１日から令和５年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。